

# 和光市勤労福祉センターアスレチックルーム貸付事業者 公募型プロポーザル実施要領

和光市 市民環境部 産業支援課

## 1 趣 旨

この要領は、和光市勤労福祉センター内アスレチックルーム（以下「アスレチックルーム」という。）の有効活用を図り、アスレチックルームを勤労者の福祉増進に寄与する目的に使用することを条件に、アスレチックルームの貸付を受ける事業者を公募型プロポーザル方式により募集するものである。

また、和光市勤労福祉センターは和光北インター周辺地域内に立地している。当該地域は、「イノベーション×ウェルネス」というまちづくりコンセプトを定め、多様な人たちと協働し、にぎわいあふれる未来志向の魅力的なエリアづくりを目指し、まちづくりを進めている。当該地域の地域資源としての役割を担う和光市勤労福祉センターの更なる施設機能向上を目的としてアスレチックルーム貸付事業者を募集する。

## 2 財産貸付対象

貸付財産	財産種類	貸付対象面積	貸付期間
和光市勤労福祉センター アスレチックルーム	行政財産	207.47 m <sup>2</sup>	令和9年4月1日～ 令和13年3月31日 (準備、周知期間を含む)

※和光市勤労福祉センターは2次避難所に指定されているため、災害時に避難所として開設される可能性があります。

## 3 貸付に関する主な条件

### (1) 貸付料

貸付料提案書（様式第3号）に記載する金額

消費税を考慮しない月額のプロポーザル額を記載すること。アスレチックルームの貸付料は、提案額を基に定める。貸付契約については、提案額に消費税10%を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって貸付契約額とする。

提案額について「行政財産の使用料に関する条例」第2条に基づく下表の金額を下回る場合は、地方自治法第96条第1項第六号の規定による和光市議会の議決を契約締結の条件とする。

(参考)

施設名（室場名）	住所	対象面積（㎡） （※1）	貸付料 （月額／円）
和光市勤労福祉センター （アスレチックルーム）	新倉 7-10-7	207.47	170,000 円

（※1 敷地面積に関しては、図面にて算出した面積である。）

## (2) その他の費用

アスレチックルームを活用した事業にかかる設計、整備、維持管理、修繕等の費用については、貸付事業者の負担とする。

## (2) 使用上の制限

- ・ 市が施設管理のために修繕等でアスレチックルームを使用する場合、円滑に修繕等が行えるように協力するものとする。
- ・ 貸付物件に許可なく工作物を設置することはできない。
- ・ 貸付に基づく貸借権を第三者に譲渡し又は他の権利を設定することはできない。
- ・ 貸付物件を第三者に転貸することはできない。
- ・ 貸付期間が満了したとき、又は貸付契約を解除された場合は、契約終了日までに貸付事業者の負担において貸付物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市が別途指示した場合は除く。また、返還に伴って発生する費用及び立ち退き料等一切の請求を、市に対してすることはできない。

## 4 事業計画・整備、料金、運営、その他に関する主な条件

貸付事業者は以下の条件を踏まえ、事業提案を行うこと。

### (1) 計画・整備に関する条件

- ・ アスレチックルーム内で実施する事業の営業時間は、和光市勤労福祉センターの開館日及び開館時間に準ずることとする。
- ・ アスレチックルーム内で実施する事業は、市民や勤労者のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康増進に寄与することを目的とする。
- ・ アスレチックルーム内に貸付事業者の負担により防犯カメラを設置するか、スタッフを配置することにより安全管理を徹底すること。
- ・ アスレチックルーム内で実施する事業において、利用者から料金を徴収する場合の精算は貸付事業者の責任による。
- ・ 和光市勤労福祉センターの安全管理のため、アスレチックルーム内で実施する事業の利用者は必ず和光市勤労福祉センターの出入口を利用して入室・退室することとし、アスレチックルームと建物外間のドアは非常口としてのみ利用する。
- ・ アスレチックルーム内で実施する事業に使用する機械や設備の設置箇所及び設置場

所は協議とする。また、設置費及び維持管理は貸付事業者の負担とする。

- ・ 整備工事開始前に提案書類に基づき、機械や設備の設置場所等の詳細について市と協議を行うこと。工事を行う場合は、工事内容、期間、工事期間中のアスレチックルーム利用について市と協議し、施設利用者に影響を及ぼさないように実施するものとする。
- ・ なお、個人情報保護に十分配慮すること。

#### (2) 料金に関する条件

- ・ アスレチックルーム内で実施する事業の利用料を提案すること。
- ・ 公共施設内の事業であることを考慮し、料金設定について、市内在住・在勤・在学の利用者はその他の利用者と比べて低い金額とする配慮をすること。
- ・ 回数券やサブスクリプション式の料金設定等の詳細は任意とする。多くの市民及び勤労者に利用しやすい配慮を行うこと。

#### (3) 運営に関する条件

- ・ 貸付事業者は、アスレチックルーム内の安全を十分確保し、安全対策の内容を提案すること。
- ・ アスレチックルーム内に機械・設備を設置する場合は、事故、故障、料金精算、あるいはその他トラブル対応が図れるよう、当該施設職員を介さずにアスレチックルーム利用者と連絡が取れるようにすること。また、苦情等の対応は責任を持って貸付事業者にて行うものとする。
- ・ 事故等に関しては、速やかに市に報告するものとする。
- ・ アスレチックルーム内の設備の保守、清掃等に関する維持管理について定期巡回することを基に提案すること。

#### (4) その他の条件

- ・ 貸付物件内での事故はすべて貸付事業者と当事者での協議とするため、対応可能な各種保険に加入すること。
- ・ 実施要領に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、和光市契約規則その他関連法令等を遵守すること。
- ・ 原則、契約満了した際は公募により貸付事業者を改めて選定する予定。

## 5 応募資格要件

次の要件の全てを満たす法人とする。なお、本実施要領の趣旨に沿った事業提案に必要な場合は、複数の法人が共同事業体を構成して応募することを可能とする。共同事業体として応募する場合、共同事業体の名称及び代表となる法人を定めること。代表となる法人が責任団体となる。

- (1) 下記のいずれかの事業を営んでいること。

- ア スポーツジム、トレーニングジム
- イ ヨガスタジオ、ストレッチ教室、運動教室
- ウ その他スポーツ教室
- エ 公共施設管理運営事業

(2) 和光市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 22 年要綱第 17 号）第 2 条第 1 項の規定により入札参加を停止されている者でないこと。

(3) 次に掲げる事項に該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者
- ③ 本契約候補者決定の日 6 か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
- ④ 会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号に該当する団体又は団体に属する者

(4) 税の滞納がないこと。

(5) 主要取引先からの取引停止の事実があるなど、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(6) 下請代金の支払の遅延、特定資材等の購入の強制等、下請契約関係について不適当な行為をした者でないこと。

(7) 安全管理の改善に関する労働基準監督署等からの指導に対し改善を行わない状態が継続している者又は当該状態が継続しており、労働基準局等から市に通報があった者でないこと。

## 6 公募スケジュール

本プロポーザルによる事業者選定までのスケジュールは、次のとおりとする。

- |                     |                                 |
|---------------------|---------------------------------|
| (1) 実施要領の公表         | 令和 8 年 5 月 1 日（金）               |
| (2) 質問受付・現地確認       | 令和 8 年 5 月 1 日（金）～5 月 22 日（金）   |
| (3) 質問に対する回答        | 令和 8 年 6 月 1 日（月）～6 月 5 日（金）    |
| (4) 応募書類の提出締切       | 令和 8 年 6 月 12 日（金）午後 4 時 30 分まで |
| (5) 一次審査結果通知        | 令和 8 年 6 月 26 日（金）              |
| (6) 二次審査（プレゼンテーション） | 令和 8 年 7 月上旬                    |
| (7) 結果通知・審査結果の公表    | 令和 8 年 7 月中旬                    |
| (8) 契約締結の議案上程       | 令和 8 年 9 月                      |

(9) 契約締結

令和8年9月下旬

※参加事業者が5者以下の場合は一次審査を省略する。

※事務の都合により日程を変更する場合がある。

## 7 提案内容

提案する項目については、次のとおりとする。

(1) 貸付料提案書

(2) 企画提案書

(3) 収支計画書

※ 本プロポーザルの参加にかかる経費は、事業者の負担とする。

## 8 審査

(1) 提案審査について

① 一次審査は提案書による書面審査方式とする。

一次審査は、事務局において提出書類に不備が無いか確認をする。

参加事業者が5者を超える場合、応募が5事業者を超える場合は、事務局にて市への貸付料の金額が高い順に5事業者を選定する。

② 二次審査は一次審査合格者(5者以内)による公開プレゼンテーション方式とする。

プレゼンテーションは、1事業者につき3名以内の参加とする。

市において、スクリーン、プロジェクターは準備する。パソコンの持参及び操作は事業者にて行うこととする。

プレゼンテーションの傍聴は本公募に参加しない方のみ可能とし、参加事業者は他の参加事業者のプレゼンテーションの傍聴は不可とする。

③ 提案書に係る審査及びプレゼンテーションに係る審査は、「和光市勤労福祉センターアスレチックルーム貸付事業者選定委員会(以下「委員会」という。)」が別に定める選定基準により行う。審査会については非公開とする。

(2) 優先交渉権者の決定

委員会は、企画提案書等に対して評価を行い、本事業に最も適した事業者1者を決定する。なお、提案内容に対して質問がある場合は市から提案事業者にヒアリングを行うこととする。提案が1者の場合であっても、選考を実施する。

(3) 結果の公表

本市ホームページで公開するとともに、すべての参加事業者に文書で通知する。

ホームページでは優先交渉権者及び次点者の事業者名と点数を公開する。参加事業者に対しては、優先交渉権者又は次点者としての選定の有無のみを通知する。

参加事業者は選定結果についての異議申し立て及び選定の経緯を個別の問い合わせは

不可とする。

## 9 契約の締結

### (1) 契約手続き

和光市長は、優先交渉権者と事業契約の手続きを行う。契約交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。また、提案による貸付料が、3. 貸付に関する主な条件 (1) 貸付料の表に記載のある「貸付料」を下回る場合は、事業仮契約書を締結の上、令和8年和光市議会9月定例会の議決を得られた場合は、本契約に移行する。市議会の議決が得られなかった場合に発生する損害に対し、何ら市は保証しない。

## 10 参加手続における提出書類

### (1) 提出書類

- ①参加申込書（様式1）
- ②会社概要書（様式2-1）、その他参加資格要件に関する事項（様式2-2）
- ③貸付料提案書（様式3）
- ④企画提案書（様式4） 【様式4-1 ~ 4-6 含む】
- ⑤収支計画書（任意様式）
- ⑥納税証明書等（写し可）

証明書の種類	法人税※	消費税及び 地方消費税 ※	法人 事業税	法人 県民税	法人 市民税
証明書交付機関	国・税務署		埼玉県県税事務所		和光市収納課
和光市内に本店、 支店又は営業所 を有する者	○	○	○	○	○
和光市外で埼玉 県内に本店、支店 又は営業所を有 する者	○	○	○	○	
埼玉県内に本店、 支店（営業所）を 有しない者	○	○			

※ 税務署で発行する納税証明書「その3の3」を提出すること。

- (注) ア 納税証明書は提出日から起算して発行後3か月以内のものとする。  
イ 納税証明書はそれぞれ直近1ヵ年分を提出する。  
ウ 提出すべき納税証明書は滞納がないことの証明書（未納証明書）に替えることができる。

### (2) 提出期間及び提出方法

- ① 提出締切 令和8年6月12日(金)
- ② 受付時間 9時00分～16時30分
- ③ 提出方法 直接持参による(郵送、インターネット、Eメール等不可)
- ④ 提出先 和光市役所6階 産業支援課

## 11 提出書類作成要領

### (1) 企画提案書等

- ① 様式は、原則としてA4版・縦置きとし、やむを得ないページのみA3版横置きの使用を可とする。
- ② ページ数は「様式集 2 提出要領 (1)提案書類等」の様式に従い作成すること。
- ③ 横書き、左綴じとする。本文はゴシック体10.5ポイント以上とすること。
- ④ 提出部数は、「10参加手続における提出書類(1)提出書類」のうち、①、②、⑥については1部のみ提出、③～⑤は原本1部、副本7部を提出すること。

## 12 質疑応答

提案書等の作成に際し、質問がある場合は、質問受付期間に以下により質疑を行うこと。

### (1) 提出方法

質問書(様式0)を対応窓口宛にメールで送信すること。なお、送信の際は、タイトルを「【貴社名】和光市勤労福祉センターアスレチックルーム貸付事業者公募質問」とすること。

### (2) 回答方法

本市ホームページにすべての回答を公表する。

## 13 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- (1) 本要領の条件を満たさないもの
- (2) 虚偽の記載があったもの
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 上記各号に該当するほか、プロポーザル等の中で著しく信義に反するものと委員会が認める場合

## 14 留意事項

### (1) 実施要領の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとする。

### (2) 提案業務の費用負担

提案に係る一切の費用は参加事業者の負担とする。

### (3) 応募書類の取扱い

- ① 応募書類の著作権は、参加事業者に帰属し、その内容について無断使用は行わない。ただし、市が必要と認めるとき、市は応募書類の全部又は一部の使用をできるものとする。
- ② 本応募において市が取得した個人情報については、当該評価に係る目的以外には一切使用せず、第三者に提供しない。
- ③ 応募書類において、個人に関する情報、営業上及び技術上有用な情報以外について、公表することがある。
- ④ 応募書類の内容が、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている場合で、それを使用した結果の責任は、参加事業者が負うこととする。
- ⑤ 提出された応募書類は一切返却しない。

### (4) 複数提案の禁止

参加事業者は、複数の応募書類を提出することはできない。

### (5) 応募書類の変更禁止

応募書類提出後の応募書類の変更はできないものとする。

### (6) 提出書類の取扱い

提出された企画提案書等は、本プロポーザル以外には使用しないが、和光市情報公開条例に基づく公文書として取扱う。

### (7) 情報の取扱い

プロポーザルに参加することにより知り得た事項については、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。

### (8) 異議申し立て

審査経過及び結果に対する異議申し立て等には一切応じない。

### (9) 実施要領の変更

実施要領公表後における参加事業者等からの意見を踏まえ、提案までに、実施要領の内容を見直し、実施要領の変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかにその内容を市ホームページにおいて公表する予定である。

## 15 提出先・問い合わせ先

和光市 市民環境部 産業支援課 産業育成支援担当

〒351-0192 埼玉県和光市広沢1番5号

電話：048-424-9114（直通）

E-mail：c0300@city.wako.lg.jp